

## 8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

### (1) 経営基盤の強化

- 日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成 20 年 6 月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する支援を継続しています。また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。(国交省)
- 優れた環境性能と高い経済性を有する船舶の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した支援を引き続き実施しました。(国交省)
- 平成 28 年 1 月に交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会が設置され、「製品・サービスの力」、新事業分野を「拓く力」、船舶を建造する「造る力」と「人の力」を高めることにより、船舶の開発から建造、運航に至る海事産業の生産性革命を成し遂げ、造船の輸出拡大と地方創生を推進する取組について検討を開始しました。(国交省)
- 海洋環境保全に一層注力する観点から、国際海運からの CO<sub>2</sub> 排出量を大幅削減することを目指した世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、更なる CO<sub>2</sub> 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、燃費規制の段階的強化及び燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)等の経済的手法の国際的枠組み作りにより主導的に取り組んでいます。(国交省)
- 環境負荷の少ない天然ガス燃料船の普及促進等の観点から、平成 27 年 6 月、国際海事機関(IMO)における国際ガス燃料船安全コードの策定に貢献しました。また、平成 25 年度から「省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金」(経済産業省・国土交通省連携事業)を活用して建造していた国内初の天然ガス燃料船が平成 27 年 9 月に就航しました。(国交省)
- 燃料電池車の普及等に資する液化水素の利用促進の観点から、平成 27 年 9 月、世界初の液化水素運搬船の安全基準について、オーストラリアと共同で IMO に提案し、国際基準化を進めています。(国交省)
- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理及び漁場改善に取り組む漁業・養殖業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせ、総合的な経営基盤の強化を推進しました。(農水省)
- 収益性の高い操業・生産体制への転換を促進するため、省エネ・省力型の高性能漁船の導入や新たな付加価値向上等に関する実証への取組を支援する漁業構造改革総合対策事業を実施しました。(農水省)
- 燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拠出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて

上昇した場合に、抛出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業に継続して支援しました。(農水省)

- 産地から消費地までの流通過程の目詰まりを解消するため、販売ニーズや産地情報の共有化を行う取組や、漁業者等が地域の漁獲物を利用した商品開発を行う際に必要となる機器導入等への支援を実施しました。(農水省)
- 海面養殖業の振興を図るため、低魚粉飼料技術の開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進しました。(農水省)
- 漁業への新規就業者を確保・育成するため、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援しました。(農水省)
- 東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、「水産基本計画」に示された考え方のもとに関係地域における、瓦礫処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等、水産加工業者の販路回復の必要な支援を実施しました。(農水省)
- 漁船漁業等の経営の安定化を図るため、省エネルギー・省コスト化に資する革新的な技術について、漁業者が行う実証試験に対する支援を実施しました。(農水省)



海面養殖業の水揚げの様子  
(提供:水産庁栽培養殖課)

## (2) 新たな海洋産業の創出

- 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、「新海洋産業振興・創出 PT」を設置し、同 PT において①海洋基本計画、参与会議意見書のフォローアップを行うとともに、②重要テーマとして海洋産業への参入促進策の検討を行いました。これらフォローアップや検討に基づき、新海洋産業振興・創出に関する報告が参与会議になされました。これを受け、参与会議において、他のPTからの報告も含め、意見書のとりまとめがなされ、総合海洋政策本部に対して同意見書が提出されました。(内閣官房)
- 賑わいや交流を創出するみなとの施設を「みなとオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しました。平成 28 年 3 月末現在、登録港が 88 港、仮登録港が 4 港となっています。また、災害発生時における防災拠点としての活用に向けて、「みなとオアシス」の運営主体等と協力して防災訓練を実施しました。(国交省)
- マリンレジャーの振興や地域の活性化を推進するため、誰でも、気軽に、安心して楽しめる施設である「海の駅」の設置を推進しています。また、「海の駅」の設置拡大と並行して、その魅力の増大、取組の活性化、認知度の向上など、地域と連携した活動を実施し

ました。(国交省)

- 東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、大学等の技術シーズを活用して被災地域に新たな産業を振興することを目的として、新たな養殖技術の研究開発や未利用資源の利用技術の研究開発等を実施しています。(文科省)
- 海洋開発に携わる企業及び同分野へ参入しようとする企業に対する情報提供のため、浮体式生産設備、掘削リグ等について、現在の市場において活躍する企業群とその市場占有率及び市場規模を調査により推定し、海洋石油ガス開発技術マップを作成しました。(国交省)
- 平成 27 年度、我が国の造船・海運業界により設立された J-DeEP 技術研究組合に対し、ロジスティックハブの実現に向けた調査研究を支援しました。また、平成 26 年度に策定した FLNG の安全ガイドラインが平成 27 年 12 月には日本海事協会のガイドラインにも取り入れられました。(国交省)
- 水深 3,000m 以深を掘削する次世代大水深用セミサブ(半潜水型)掘削リグの船体の研究開発及び大出力発電機関や高精度位置保持システム等の浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備(FLNG)の要素技術の開発に対して助成を実施しています。(国交省)
- 平成 27 年 10 月、(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)により、ベトナム・ホーチミン近郊のチーバイ港整備・運営事業に対する支援が決定されました(総事業費約 65 億円)。本事業を通じ、我が国事業者による海外港湾運営実績が蓄積され、今後の海外展開の促進に資することが期待されます。(国交省)
- 無料公衆無線 LAN 整備促進協議会の情報を「全国クルーズ活性化会議」(全国 116 団体の港湾管理者等が参加)や「みなとオアシス」全国協議会(全国 113 団体等のみなとオアシス運営主体等が参加)を通じて周知するとともに、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を周知するなど、クルーズ船等が利用するターミナルにおける、多言語対応の促進や無料公衆無線 LAN 環境の提供の普及に向けた取組を推進しました。(国交省)
- 国内のサンゴ礁生態系の保全を総合的かつ効果的に推進するため、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」を策定し、この中で重点的に取り組むべき課題のひとつとして、「サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進」を掲げました。(環境省)
- 我が国へのクルーズ船の寄港促進を図るため、クルーズ船社が寄港スケジュールの立案に必要な情報となる港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報をウェブサイト<sup>13</sup>で一元的に発信しているところ、港湾施設情報について、港湾の追加、防舷材・係船柱の情報追加など充実を図りました。また、観光情報について、外国クルーズ船社等の更なるニーズに対応するため、港湾周辺で行われるおおよそ 2 年から 3 年先までのイベントのスケジュールが一覧できる機能追加など充実を図りました。(国交省)

---

<sup>13</sup> 「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」 <http://www.mlit.go.jp/kankocho/cruise/>

- 「全国クルーズ活性化会議」と連携し、我が国へのクルーズ船の寄港促進やこれに伴う地域活性化を図るため、平成 27 年 11 月から平成 28 年 2 月にかけて、クルーズ船社 4 社のキーパーソンを招請し、我が国各港への寄港の安全性や寄港地周辺の魅力をプロモーションするとともに、この招請の機会を捉え、港湾管理者及び自治体延べ 34 港 36 団体との商談会を 4 回開催しました(国交省)
- 外国クルーズ船の日本への寄港を増加させるため、平成 27 年 11 月開催の第 16 回北東アジア港湾局長会議(日中韓三国の港湾担当部局の局長で構成)のワーキンググループにおいて、日中韓のクルーズ促進に関するベストプラクティス集をまとめ、各国で共有しました。(国交省)
- 物流ターミナル等の既存施設を活用しつつ、クルーズ船の寄港増や大型化に対応するため、平成 27 年に八代港等で係船柱、防舷材の追加設置による大型クルーズ船の受入環境の改善を図るとともに、石垣港等において旅客船ターミナルの機能強化等を推進しました。(国交省)
- 外航クルーズ船の受入環境の改善に向け、民間事業者による旅客施設等の建設又は改良に係る資金の無利子貸付制度等を創設するための「港湾法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 2 月に閣議決定されました。(国交省)

## 9 沿岸域の総合的管理

### (1) 沿岸域の総合的管理の推進

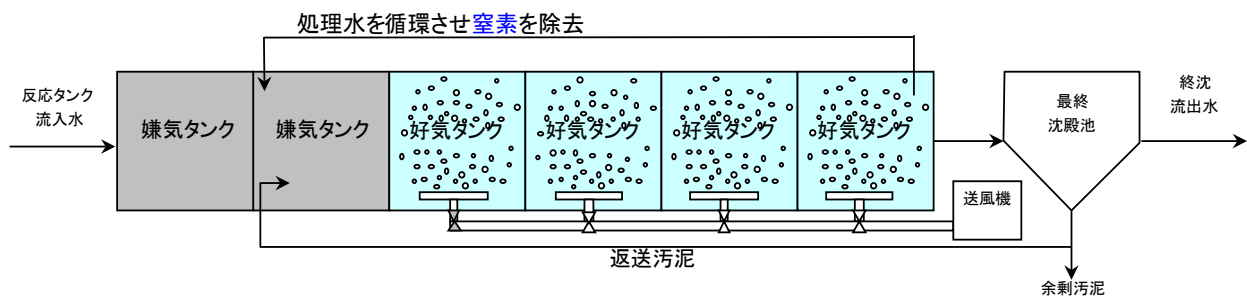
- 地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるよう、平成 26 年度に公表した新たな取組事例を盛り込んだ先進事例集の改訂版の周知に努めました。(内閣官房)
- 平成 27 年 8 月に閣議決定された新たな国土形成計画(全国計画)において、「海洋・海域の保全と利活用」について具体的方向性を位置づけました。(国交省)

### (2) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

- 海洋基本計画を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、前年度から引き続き平成 27 年度も「海洋環境の保全等の在り方プロジェクトチーム(PT)」を設置しました。同 PT では、沿岸域を対象として、環境への影響が明確な海洋ごみ、土砂、栄養塩対策を優先させた議論を行うとともに、これらの検討を踏まえ、沖合域・深海底を対象とした議論を行いました。これらに基づき、海洋環境の保全等の在り方に関する報告を参与会議に行いました。また、参与会議は、他 PT からの報告も含めた意見書をとりまとめ、平成 28 年 3 月、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)
- 土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため

土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画を策定し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、平成 27 年 11 月には、安倍川、日野川に続き一級水系で 3 例目となる総合土砂管理計画を相模川で策定しました。個別分野においては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤等侵食対策を実施しました。(第 1 部 8 参照)(国交省)

- 流出する赤土等を捕捉する排水施設や沈砂池等を整備するとともに、発生源対策として法面・植生保護等を実施しました。(農水省)
- 汚水処理施設の普及促進のため、下水道整備を予定している箇所について、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法の確立を行い、汚水処理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(国交省)
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。(国交省)



高度処理法(循環式硝化脱窒法)の概念図

- 関係 20 都府県は、環境大臣の同意を経て策定した第 7 次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。また、平成 27 年 12 月には、中央環境審議会より「第 8 次水質総量削減の在り方について(答申)」がなされました。(国交省、環境省)
- 産地活性化総合対策事業による家畜排せつ物利活用施設整備に対する融資主体型補助及び生産した堆肥等の有効利用への支援等、畜産排水の点源負荷対策を行うとともに、環境保全型農業の推進により農地の面源負荷対策を行いました。(農水省)
- 陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第 2 期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス II)等を活用することにより、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備、下水道整備等の対策を推進しました。(国交省)
- 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進しました。東京湾においては、平成 25 年 5

月に今後 10 年間の「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を新たに策定するとともに、同年 11 月に、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るため、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」が設置されました。また、大阪湾においては、平成 26 年 5 月に今後 10 年間の「大阪湾再生行動計画(第二期)」を策定し、新たな取組として栄養塩の供給対策等を実施することになりました。(国交省、環境省)

- 水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施しました。(農水省)
- <第 2 部 2(1)再掲>人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット<sup>14</sup>」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)
- 国内サンゴ礁生態系の保全を総合的かつ効果的に推進するため、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」を策定し、この中で重点的に取り組むべき課題のひとつとして、「陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等の現状」を掲げました。(環境省)
- 平成 26 年度に英語で作成した、サンゴ礁が陸域から受ける影響に留意しながら地域で進めているサンゴ礁保全の優良事例を収集した事例集を、和訳しました。(環境省)
- <第 2 部 2(2)再掲>近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ(海洋ごみ)問題について、平成 27 年度は特に次の取組を進めました。(環境省)

- ・ 「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところです。(環境省)



海岸美化活動事例調査の様子 (提供:公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構)

- ・ 海岸線を持つ 39 の都道府県のうち 35 の都道府県への財政支援により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制に

関する事業等に対する支援を行いました。平成 27 年度は漂着ごみに加え、漂流・海底ごみの回収・処理についても新たに補助対策としました。(環境省)

- ・ 海洋ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うため、モニタリングを実施しました。近年、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されているマイクロプラスチックについても、日本海周辺や日本から南極までの海洋中において分布調査を実施する

<sup>14</sup> 「里海ネット」 <http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>

とともに、マイクロプラスチックに吸着している PCB 等の有害化学物質の量を把握するための調査を進めました。(環境省)

- ・ 国立公園の海岸において、ウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行いました。(環境省)
- ・ 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等を推進するとともに、漁業活動中に回収した漂流物等の処理等に対する支援を行いました。(農水省)
- ・ NOWPAP 及び TEMM(日中韓三カ国環境大臣会合)の枠組の下で、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加しました。(環境省、外務省)
- 河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国交省)
- 毎年 5 月 30 日(ごみゼロの日)から 6 月 5 日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一斉に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図りました。(環境省)
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進しました。平成 27 年度は、三重県(台風 11 号・台風 15 号による豪雨)等の海岸で漂着流木の処理対策を実施しました。(国交省、農水省)
- 平成 23 年 11 月に策定された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」に基づき、被災地の景観・環境に配慮した河川・海岸構造物の整備を実施しました。(国交省)
- 災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を実施しました。(国交省)
- 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、人々の多様な利用が適正に行われる海岸の保全を推進しました。(国交省)
- 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4 箇所の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進しました。(国交省)

### (3) 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 国立・国定公園において指定された海域公園地区の適正な管理を推進しました。(環境省)
- <第 2 部 2(1)再掲>瀬戸内海について、生物多様性と生物生産性の向上等の新たな課題等に対応するため、平成 25 年より瀬戸内海環境保全基本計画の変更に係る検討を進め、平成 27 年 2 月に同計画の変更が閣議決定されました。また、第 189 回国会において瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 78 号)が成立し、平成 27 年 10 月に施行されました。これらにより、瀬戸内海の有する多面的

な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応して、各種の施策を進めることとなりました。(第1部4参照)(環境省)

- <第2部2(1)再掲>有明海及び八代海等について、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会において、国及び関係県が実施した総合的な調査の結果を基に有明海及び八代海等の再生に係る評価が進められています。(環境省)
- 海洋環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海において、地方整備局が保有する海洋環境整備船により、海面を浮遊するごみ、油の回収を実施しました。(国交省)

#### (4) 沿岸域における利用調整

- 海面利用ルールの新策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。(農水省)
- 地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たな策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアである海上安全指導員やマリンレジャー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施しました。(国交省)

## 10 離島の保全等

### (1) 離島の保全・管理

- <第2部3(1)再掲>平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。平成27年3月末時点で、噴火活動状況を調査中の西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)
- <第2部3(3)再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(南鳥島及び沖ノ鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留・停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)するとともに、国による管理体制の構築を図っています。(国交)

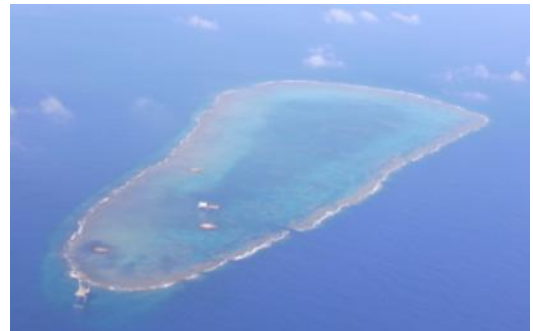




特定離島(南鳥島と沖ノ鳥島)の位置



南鳥島



沖ノ鳥島

省)

- 特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成 27 年度より現地における技術開発を開始しました。**(内閣官房、国交省)**
- <第 2 部 3(2)再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。**(国交省)**
- 平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、名称を付与し、保全・管理を適切に行いました。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)の検討を行い、領海の外縁を根拠付ける離島に地理識別子を付与しました。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めました。**(内閣官房、国交省)**
- 離島の保全・管理に資するため、銭洲(東京都神津島村)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。**(国交省)**
- 奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続して実施しました。**(環境省)**
- 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成 21 年 12 月総

合海洋政策本部決定)から概ね5年が経過したこと、26年6月に「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」の最終提言がとりまとめられたこと等を踏まえて、27年6月に開催された第13回総合海洋政策本部会合において、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を決定しました。新たな基本方針では、我が国の領域保全や管轄海域の管理を行うための体制の強化や、国庫に帰属することが新たに判明した離島の土地の国有財産としての登録などが施策として追加されました。我が国の領海等の管轄海域の根拠となる離島の保全・管理の重要性に鑑み、関係省庁と連携を図りながら、諸施策の推進を図っています。(内閣官房等)



第13回総合海洋政策本部会合  
(提供:内閣広報室)

## (2) 離島の振興

- 平成25年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)
- 平成26年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃通減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)
- 平成27年11月に「アイランダー2015」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力のPRを行いました。(国交省)
- 平成28年3月に東京にて「しまっちゃんぐ2016」として、離島と企業を集め、特産品の販路拡大や新商品開発等に関する商談・交流会を開催し、離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供、離島の活性化につなげる取組を行いました。(国交省)
- 離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」に



アイランダー2015の様子

において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)

- 離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)
- 離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援について、平成 27 年度補正予算に計上しました。(総務省)

## 1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

### (1) 海洋の秩序形成・発展

- 我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこでの活動に積極的に参加しました。平成 27 年度には、国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国連総会決議の共同提案国となり、第 16 回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(4 月)、第 25 回国連海洋法条約締約国会議(6 月)、第 21 回国際海底機構総会・理事会(7 月)、海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(9 月及び 11 月)に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成 27 年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約 6 万ドルを拠出しました。(外務省)
- また、「海における法の支配」の徹底のため、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成 28 年 2 月、東京において、外務省主催により第 2 回海洋法に関する国際シンポジウム「海洋資源の国際法」を開催しました。(第 1 部 13 参照)(外務省)
- WTO 有志国による新サービス貿易協定(TiSA: Trade in Services Agreement)策定のための協議、国際海事機関(IMO)における種々の分野でルール策定等の議論に積極的に参画しました。(国交省)
- 北極に関する諸課題に対処する主要なプレイヤーとして、日本の強みである科学技術をさらに推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の取組において主導的な役割を積極的に果たしていくため、平成 27 年 10 月 16 日、総合海洋政策本部において我が国初となる北極政策を決定しました。具体的な取組として、①グローバルな政策判断・課題解決に資する北極域研究の強化等の研究開発、②科学的知見の発信と国際ルール形成への参画等の国際協力、③北極海航路の利活用に向けた環境整備等の持続的な利用を定めており、同政策に基づき、政府においてこれら取組を実施しています。また、「我が国の北極政策」を対外的に発信しつつ、諸外国との連携を図っていくことが重要との観点から、総合海洋政策本部決定同日にアイスランドで開催された第 3 回「北極サークル」で、外務省の白石北極担当大使から、「我が国の北極政策」についてプレゼンテーションを行い、続いて、現在の北極評議会議長国である米国のブルッキングス

研究所主催のセミナーでも同政策について紹介しました。さらに、平成27年12月には、島尻海洋政策担当大臣が北極評議会の議長国である米国に出張し、同国科学技術担当大統領補佐官と意見交換を行い、今後、日米間で衛星・観測船・現地観測などの総合的な北極観測と分野横断的な北極研究に関する協力を拡大していくこととなりました。また、日本として北極評議会への関与と貢献を拡大していきたい旨表明し、米国から、日本の積極的な貢献を歓迎するとの好意的な反応がありました。(第1部5参照)(内閣官房、関係省庁)

## (2) 海洋に関する国際的連携

- APEC における海洋漁業作業部会において、海洋を通じた国際協力・貢献という海洋基本計画の理念を実現すべく、海洋分野で初となる日本提案の APEC プロジェクトである「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」を平成27年5月にフィリピンで開催しました。



2015年APECプロジェクト「気候変動ワークショップ」

- 2015年 APEC 閣僚級会合の閣僚宣言本文において本プロジェクトに対する歓迎の意が明記される等、その国際貢献は、海洋基本計画が掲げる「海洋環境や気候変動等の全地球的課題解決の取組を通じて世界を主導」する「海洋立国日本の目指すべき姿」の具体例となりました。(内閣官房)
- 平成27年6月にポルトガルで開催された、海洋の持続的利用及び発展のための海洋政策の国際的連携・統合をテーマとする閣僚級会合「ブルー・ウィーク」において、日本からは松本内閣大臣政務官(当時)が出席し、海洋分野における日本の取組・国際的貢献(対島嶼国等に対する途上国支援、日本提案の上記 APEC プロジェクトの成果を踏まえつつ、気候変動が及ぼす影響への経済的・社会的適合に向けた科学を統合した政策立案・実施の重要性等)を国際発信しました。(内閣官房)
- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省)
- サンゴ礁保全のための国際枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局として、平成27年12月に第30回 ICRI 総会をタイにおいて開催し、ICRI メンバー間での情報共有並びに今後のサンゴ礁モニタリングのあり方に係る検討を行いました。(環境省)
- 平成27年6月、国連総会は、国家管轄権外区域(公海及び深海底)における海洋生物の多様性(BBNJ: Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction)の保全と持続可能な利用について、新たな協定を作成する旨の決議を採択しました。

政府としては、27 年 12 月以降、内閣官房及び外務省の共催による関係省庁会議を開催し、交渉の準備を進め、28 年 3 月以降に開始された新協定の作成に向けた交渉プロセス準備委員会に積極的に参加しています。(内閣官房、外務省)

- 平成 27 年 8 月の第 22 回 ASEAN 地域フォーラム閣僚会合(ARF)においては、岸田外務大臣から、南シナ海で大規模な埋立てや拠点構築、その軍事目的での利用等、現状を変更し緊張を高める一方的行為が継続していることを深刻に懸念しており、埋立ての「完了」を既成事実化することは認められないことを指摘しました。各国が緊張を高める一方的な行動を慎み、「法の支配」の原則に基づき行動することが重要である旨も発言しました。また、「海における法の支配の三原則」を今こそ徹底すべきである旨強調しました。さらに、2002 年の行動宣言(DOC)の完全な実施及び行動規範(COC)の早期の妥結を強く期待する旨発言しました。この関連で、岸田大臣は、暗礁・領海の外に位置する低潮高地、またはそれらを埋め立てた人工島は、国際法上、排他的経済水域や大陸棚のみならず領海・領空を有しない旨発言しました。

これに対し、複数の国から、南シナ海における埋立て、施設建設、軍事拠点化の動きに言及しつつ、最近の情勢に関する懸念が表明され、多くの国から、DOC の完全な実施、COC の早期締結、自制と平和的解決の重要性につき発言がありました。(外務省)

- 平成 27 年 9 月に開催された第 4 回 ASEAN 海洋フォーラム拡大会合(EAMF)においても、「海における法の支配の三原則」を重視する我が国の考え方を改めて説明するとともに、海洋分野での我が国のこれまでの協力についてプレゼンテーションを行いました。(外務省)
- 平成 27 年 11 月に開催された第 18 回日・ASEAN 首脳会議では、安倍総理から、どの海域であれ、沿岸国は、国際法に従い、境界未画定海域において、軍事、民生利用を問わず、海洋環境に恒常的な物理的変更を与える一方的行動を自制すべきである旨述べ、南シナ海において、大規模かつ急速な埋立てや拠点構築、その軍事目的の利用等、現状を変更し、緊張を高める一方的行為が継続している状況に深刻な懸念を表明しました。さらに、安倍総理から、今こそ「海における『法の支配』の 3 原則」を徹底すべきであるとした上で、中国に対し、国際的な規範を遵守・共有しながら、地域やグローバルな課題に対してより建設的かつ協調的な役割を果たすよう働きかけていく旨述べました。これに対し、ASEAN 側からは、特に南シナ海問題についての日本の姿勢や海洋能力構築支援に感謝する旨の発言がありました。(外務省)
- 平成 27 年 11 月に開催された ASEAN+3 首脳会議では、安倍総理から、南シナ海で大規模かつ急速な埋立てや拠点構築、その軍事目的の利用等、現状を変更し、緊張を高める一方的行為が今なお継続している点を指摘し、このような状況に深刻な懸念を表明しました。その上で、安倍総理は、開かれた自由で平和な海を守るため、国際社会が連携していくことが重要である、また、「海における法の支配の 3 原則」(①国家は国際法に基づいた主張をなすべし、②主張を通すために力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的収拾を徹底すべし)を徹底すべき旨強調しました。

これに対し、複数の国から、海洋協力の重要性、南シナ海の問題についての国際法に

基づく平和的解決、航海・飛行の自由、行動規範(COC)作成の重要性等について指摘がありました。(外務省)

- 平成 27 年 11 月に開催された第 10 回東アジア首脳会議(EAS)では、安倍総理から、海洋における航行及び上空飛行の自由は、基本的権利として今後も擁護されなければならないとの観点から、「海における『法の支配』の 3 原則」の徹底を改めて呼びかけました。また、沿岸国は、国際法に従い、境界未画定海域において、軍事・民生利用を問わず、海洋環境に恒常的な物理的変更を与える一方的行動を自制すべきである旨述べました。また、安倍総理から、現実に南シナ海で大規模かつ急速な埋立てや拠点構築、その軍事目的の利用等の動きが継続している状況に深刻な懸念を表明しました。さらに、安倍総理から、国際社会は、軍事化はもちろん、現状を変更し緊張を高める行為に反対している旨訴え、対話の重要性を強調しつつ、フィリピンによる仲裁手続の活用について、海洋をめぐる紛争を平和的に解決する手段として支持する旨述べるとともに、南シナ海行動宣言(DOC)の完全かつ効果的な実施及び南シナ海行動規範(COC)の早期締結に強い期待を示しました。これに対し、ほぼ全ての首脳が南シナ海問題に言及し、航行及び上空飛行の自由、阻害されない通商、国連海洋法条約(UNCLOS)を含む国際法に基づく紛争の平和的解決、緊張を高める行為の自制、DOC の完全かつ効果的な実施及び COC の早期締結の重要性を指摘する発言がありました。加えて、複数の首脳から、南シナ海における埋立て、拠点構築、軍事化への反対が示されたほか、関係国へ自制を求める発言や、仲裁手続への支持、及び仲裁裁判所の判断が両当事国を法的に拘束する旨の指摘が示されました。また、拡大 ASEAN 船員訓練(EAST)イニシアティブに海洋環境分野で協力することを表明しました。2010 年に発足した拡大 ASEAN 国防相会議(ADMM プラス)では、海洋安全保障専門家会合が設置されており、平成 26 年 10 月には、ブルネイにおいて海賊対処及び捜索救助に係る机上演習(TTX)が実施されました。(外務省、防衛省)
- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及び P-3C 哨戒機による民間船舶の防護及び警戒監視活動を関係国と連携して実施しています。海上自衛隊の護衛艦には海上保安官が同乗し、法執行に必要な体制を確保しています。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため IMO に設置されたジブチ行動指針信託基金に対し、平成 21 年と平成 23 年に総額約 1,460 万ドルを拠出しました。同基金はイエメン、ケニア及びタンザニアの情報共有センター設置や、ジブチの地域訓練センター建設の取組を通じ、当該地域の海上保安能力強化を支援しています。さらに、国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、平成 22 年から平成 26 年までに累計 450 万ドルを拠出しました。また、ソマリア安定化のため、平成 25 年 5 月ソマリア政府及びアフリカ連合委員会とソマリア特別会合を首脳級で共催した他、主として治安向上、人道支援として、2007 年以降総額約 3 億 7,130 万ドルの対ソマリア支援を実施しています。(法務省、外務省、国交省、防衛省)

- アジアの海賊対策のため、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導しました。ReCAAPには、平成26年9月には米国が新たに加入し、20番目の締約国となりました。我が国は、ReCAAPに基づきシンガポールに設立された情報共有センターに、事務局長及び事務局長補を派遣し、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援してきており、平成28年4月には新たに黒木雅文事務局長が就任しました。我が国のこうした人的・財政的な貢献は、国際的にも高く評価されてきています。(外務省、国交省)
- ARFの下でも海上安全保障に特化したARF海上安全保障会期間会合(ISM)が平成21年以来開催されています。我が国は、平成23年7月までインドネシア、ニュージーランドとともに本ISMの共同議長国を務め、その後もマレーシアと共に本ISMの優先分野「国際的、地域的な枠組・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めています。また、平成26年8月以降、米及び比と共に改めて本ISMの共同議長国を務め、議論を主導しています。平成27年3月には、我が国は東京において「ARF海賊対策セミナー」を主催し、ARF参加国・地域間の認識の共有をはかり、海賊・海上武装強盗対策のための提言を取りまとめました。平成27年12月には、我が国は東京において、「地域信頼醸成と海洋法に関するARFセミナー」を開催し、境界未画定海域をめぐる国際法制度についての各国参加者の理解を促進するとともに、「法の支配」の重要性についての共通認識を深めました。(外務省、防衛省)
- 日本の海上自衛隊も参加する西太平洋海軍シンポジウム(WPNS。メンバー国は日、米、豪、韓、中、露等21か国、オブザーバー国はインド等4か国)は平成26年4月に本会合を開催し、CUES(洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準)を採択して、WPNS参加国の海軍艦艇及び海軍航空機が洋上において不慮の遭遇をした場合における安全のための手順や通信方法等を定めました。(防衛省)
- 防衛省では、地域の安全保障環境の安定化・改善等を目的として、東南アジア諸国など関係国の軍・軍関係機関に対する能力構築支援を平成24年度から実施しています。これまでのところ、海洋安全保障分野においては、ミャンマー(潜水医学分野)に対して支援を実施しました。(防衛省)
- 北太平洋海上保安フォーラムサミット(日、加、中、韓、露、米の6カ国の海上保安機関の長官級の枠組)に参加し、漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等の、北太平洋の海上の安全・秩序維持を目的とした参加国の連携について議論をしました。また、平成27年5月の第11回アジア海上保安機関長官級会合(アジアの19の国・地域の海上保安機関の長官級の枠組)において、アジア海域の重要かつ共通の課題について「搜索救助」、「環境保全」、「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の4分野に再編し、引き続き各国が主体的に連携して取り組むことに合意しました。(国交省)
- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、平成27年9月16日に、「海上保安庁とベトナム海上警察との間の協力覚書」を交換しました。本覚書は、海上法執行機関として、安全で開かれ安定した海を維持することが両国の繁栄に寄与するとの価値観を共

有し、海上保安分野にかかる人材育成、情報の共有と維持等に関するものであり、今後は、海上保安分野にかかる協力支援のマスタープランを策定し積極的な協力を実施します。その他、インド、ロシア各国海上保安機関と連携訓練を実施しました。(国交省)

- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、対応にあたってきました。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査を実施しました。また、平成 26 年度から 3 年間の計画として、PICES(北太平洋海洋科学機関)の震災起因洋上漂流物に係る事業への支援を実施しています。この事業では日本、アメリカ、カナダの科学者が連携・協力して、北米大陸西海岸に漂着した震災起因洋上漂流物が現地の海洋環境、生態系、コミュニティに与える影響について、調査しています。(内閣官房、外務省、環境省)
- 日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組である北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)への参画を通じ、日本海や黄海等における海洋環境保全のため、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図りました。(国交省、環境省、外務省)

### (3) 海洋に関する国際協力

- 我が国そして各地方自治体のみでは解決できない漂流・漂着・海底ごみ問題については、解決に向けた国際的な取組として、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM(テム))や北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)等の国際的な枠組や、二国間協議の場を活用し、積極的に働きかけを行っています。NOWPAPにおいては、漂着ごみの回収活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする国際海岸クリーンアップ(ICC)と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されています。平成 27 年度には、中国において初めて NOWPAP と TEMM の共同ワークショップを開催するとともに ICC に日本からも参加し、漂着ごみの清掃活動を行うとともに各国間の情報交換を行いました。(環境省)
- 閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成 27 年度には、NOWPAP 各国の専門家と共に、NOWPAP の下で作成された改訂版富栄養化状況評価手順書に基づいて、NOWPAP 海域全体を対象とした富栄養化状況の予備評価を引き続き実施しました。(環境省)
- 脆弱性の高い熱帯の海洋生態系の保全に向けて、海域の現場管理者を対象とした管理能力向上のための国際シンポジウムを企画・開催しました。(環境省)
- 国際的な枠組の下に実施・支援されている国際アルゴ計画、世界気候研究計画(WCRP)、全球地球観測システム(GEOSS)10 年実施計画、国際深海科学掘削計画(IODP)、政府間海洋学委員会(IOC)に参画し、観測・研究の実施や情報提供等に貢献しています。また、世界各国の研究機関と協定締結を推進しました。(文科省、国交省)
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 6 次評価報告書策定に資する、アルゴ太平

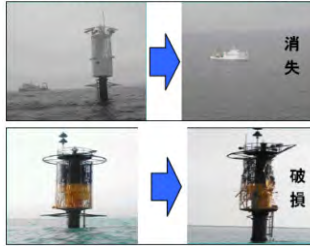


洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測の精度向上に向けた研究開発を実施しました。また、国際アルゴ運営チームにおいて、関係各国と全球海洋観測システム(GOOS)全体の展開を考慮しつつ、現状の観測網ではカバーしていない領域や新規分野への拡張に向けた計画の検討を始めました。(文科省)

- ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に貢献しています。平成 27 年度は北緯 9 度に沿った測線において、海面から海底直上までの観測を実施しました。また、北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同で、日本海縦断観測を実施しています。(国交省)
- 北極に関する諸課題に対処する主要なプレイヤーとして、日本の強みである科学技術をさらに推進し、これを基盤に北極をめぐる国際社会の取組において主導的な役割を積極的に果たしていくため、平成 27 年 10 月、総合海洋政策本部において我が国初となる北極政策を決定しました。具体的な取組として、①グローバルな政策判断・課題解決に資する北極域研究の強化等の研究開発、②科学的知見の発信と国際ルール形成への参画等の国際協力、③北極海航路の利活用に向けた環境整備等の持続的な利用を定めており、同政策に基づき、政府においてこれら取組を実施しています。また、「我が国の北極政策」を対外的に発信しつつ、諸外国との連携を図っていくことが重要との観点から、総合海洋政策本部決定同日にアイスランドで開催された第 3 回「北極サークル」で、外務省の白石北極担当大使から、「我が国の北極政策」についてプレゼンテーションを行い、続いて、現在の北極評議会議長国である米国のブルッキングス研究所主催のセミナーでも同政策について紹介しました。さらに、平成 27 年 12 月には、島尻海洋政策担当大臣が北極評議会の議長国である米国に出張し、同国科学技術担当大統領補佐官と意見交換を行い、今後、日米間で衛星・観測船・現地観測などの総合的な北極観測と分野横断的な北極研究に関する協力を拡大していくこととなりました。また、日本として北極評議会への関与と貢献を拡大していきたい旨表明し、米国から、日本の積極的な貢献を歓迎するとの好意的な反応がありました。(第 1 部 5 参照)(内閣官房、外務省、文科省、国交省等)
- 港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書(MOU)に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同研究を実施しています。(国交省)
- ペルシャ湾の環境保全のため、イラク国石油省に対して石油流出事故対策計画策定と共に危機管理チームの能力向上を目的とした技術協力を行っています。(外務省)
- 我が国の輸入原油の 8 割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成 19 年に沿岸国と利用国等による枠組である「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設されました。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設基金への資金拠出、航行援助施設の整備に関

する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を実施しています。これに加え、平成 27 年 10 月からは、我が国と沿岸 3 国（インドネシア、マレーシア及びシンガポール）が共同で同海峡の水路測量調査を新たに実施しており、我が国としても、

<海峡内の航行援助施設> → 早期補修



<人材育成研修>



マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策の例

海事関係団体からの資金拠出及び専門家派遣による技術協力を行っています。（外務省、国交省）

- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。我が国は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICA を通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っています。また、ODA を活用し、ベトナムへの中古船舶、海上保安関連機材の供与等も行っています。（外務省、国交省）

- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とする JICA 技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に平成 25 年度からの 3 年間で計 5 回、延べ 25 名の海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、初動捜査、制圧、鑑識等の講義・研修を実施したほか、平成 26 年 3 月、同国との間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換が行われ、平成 27 年 12 月、巡視艇 2 隻が同国の沿岸警備隊に引き渡されました。（外務省、国交省）



ジブチ沿岸警備隊に引き渡された巡視艇「コール・アンガール」、「ダメルジョグ」

- 東南アジア諸国やソマリア周辺国等の法執行能力向上のため、平成 27 年 5 月～6 月、これらの海上法執行機関職員を招へいして実施する JICA「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。（外務省、国交省）
- 平成 27 年 10 月には、安倍総理が平成 27 年 7 月 20 日の海の日に発表したとおり、力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に世界初となる海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策課程を開講しました。（第 1 部 3 参照）（国交省）
- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教

育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国交省)

- 津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをチリ及びトルコで実施しました。また、北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進しました。(国交省)
- 日本・フィリピン・インドネシア三国合同油防除訓練を行い、技術協力を行うとともに連携を強化しました。(国交省)
- ASEAN 地域の各国がそれぞれ定めている船舶の安全規制の強化及び調和のため、国際海事機関(IMO)の技術協力を通じて、我が国から内航船の航行区域設定及び安全規則策定に関するガイドラインを作成し、「内航旅客船の安全性向上に関する会議(フィリピン・マニラ)」、JICA 専門家の派遣等を通じて普及を図っています。(国交省)

## 1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

### (1) 海洋に関する教育の推進

- 国立海洋研究法人海洋研究開発機構では、海洋に関する社会教育やアウトリーチ活動の一環として、体験学習、出前授業、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などを行っています。また、マスメディアを有効活用した取組として、テレビ番組やソーシャルネットワークを用いた海洋に関する情報発信も行っています。さらに、国民の海洋に関する知見を深めるため各拠点の施設や船舶の一般公開を平成 27 年度についても行ったところ、約 2 万 7 千名の来場者があり、我が国の海洋教育推進に大きく貢献しました。(文科省)

### (2) 海洋立国を支える人材の育成と確保

- アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。(文科省)
- 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海事機関(IMO)において、関水康司氏が平成 24 年から 27 年まで事務局長を務めました。また、国際海洋法裁判所においては、平成 17 年 10 月以降、柳井俊二氏が裁判官を務めており、平成 26 年 6 月の選挙で再選されました。(任期は平成 35 年 9 月末まで。平成 23 年 10 月から平成 26 年 9 月末までは同裁判所所長)。平成 24 年 6 月には、大陸棚限界委員会委員に浦辺徹郎氏が再選されました。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出しています。(外務

## 省、経産省)

- 高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成しています。(文科省、国交省)
- 海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、以下のような取組を行っております。(文科省)
  - ・ 東京大学では 5 研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成 21 年から「海洋学際教育プログラム」を行っており、平成 27 年度は 133 名が本プログラムに参加しました。(文科省)
  - ・ 東京海洋大学において、平成 22 年度から 25 年度に行った「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を基に、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した教育プログラム(海洋学コース)を実施しています。(文科省)
  - ・ 横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成 19 年 10 月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っています。(文科省)
  - ・ 海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、平成 27 年度は練習船 8 拠点、臨海・臨湖実験所 13 拠点、水産実験所 4 拠点が認定されており、地域の特色をいかした実習教育を実施しています。(文科省)

- 第 20 回目の「海の日」を迎えるにあたり、平成 27 年 6 月 30 日に開催された総合海洋政策本部会合において、安倍総理から、第 20 回「海の日」特別行事を通じて海洋国家日本の貢献などをしっかりアピールするよう関係省庁が連携して取り組むこととの指示がなされました。同年 7 月 20 日、総合海洋政策本部が主催した総合開会式には、400 名超(うち海外から 60 か国約 160 名)が参加しました。総合開会式には、安倍総理が出席し、以下に掲げる海洋人材育成の取組について発表しました。



第 20 回「海の日」特別行事 総合開会式

- ・ 海洋開発技術者の育成をオールジャパンで推進するため、産学官を挙げたコンソーシアム「未来の海 パイオニア育成プロジェクト」を立ち上げ、現在 2000 人程度とされる日本の海洋開発技術者の数を 2030 年までに 5 倍の 1 万人程度に引き上げることを目指す。
- ・ 日本の大学院に、世界で初となる海上保安政策の修士課程を新たに新設し、アジア各国から幹部候補を受け入れる。

国土交通省では、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)と共催で、総合開会式に引き続き同月 20 日から 21 日にかけて、IMO「世界海の日」パラレルイベントを開催し、「海事の教育及び訓練」をテーマとした国際シンポジウムにおいて、同シンポジウムの結果を総括した「横浜宣言」を取りまとめました。また、全国各地において、第 20 回「海の日」特別行事にあわせて、民間団体の協力により、「海でつながるプロジェクト」として、

海洋教育・体験学習などの様々なイベントが開催されました。(内閣官房、国交省等)

- 海洋開発技術者の育成のため、学生に対して現場に触れる機会を付与する際に活用が想定される公的機関、大学等が保有する船舶や研究設備等に関する有効活用の方策について調査しています。(内閣官房)
- 海洋開発に従事する技術者が不足するなかで、その基盤となる技術者の育成システムの構築を推進するため、海洋開発に必要となる知識を体系的・包括的に得ることができる専門カリキュラム・教材等の開発を行うとともに、留学先・インターンシップ先としての海外大学・海外企業との連携体制構築に向けた調査を行い、実践経験や高度な知識習得の機会確保に向けた取組を進めました。(国交省)

### (3) 海洋に関する国民の理解の増進

- 平成 27 年 7 月に 20 回目の海の日を迎えたことから、政府、地方公共団体、民間法人、大学等が連携し、第 20 回「海の日」特別行事を実施しました。特別行事の総合開会式では、安倍総理大臣が海の大切さを国民に呼びかけるメッセージを発信しました。また、国際シンポジウム「国際海事機関(IMO)世界海の日パラレルイベント 2015」を開催するとともに、「海でつながるプロジェクト」として全国各地で「海」をテーマとする各種イベント(計 95 事業)が開催されました。(内閣官房、国交省)
- 青少年を含め、広く国民に周知することを目的として、平成 27 年 10 月に、パンフレット「海の未来－海洋基本計画に基づく政府の取組－」を作成し、教育関係者等へ配布するとともに、総合海洋政策本部のホームページ<sup>15</sup>へ掲載しました。(内閣官房)
- 海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成 27 年 7 月、「第 8 回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行い、4 名 4 団体が表彰されました。(内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省)
- 「海の恩恵に感謝し、海洋立国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェス



海の未来  
－海洋基本計画に基づく政府の取組－

<sup>15</sup> 「海の未来－海洋基本計画に基づく政府の取組－」 [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/youth\\_kihonkeikaku/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/youth_kihonkeikaku/)

夕」(第 12 回)が、平成 27 年 7 月 18 日～8 月 2 日にかけて、熊本県有明海沿岸地域の 7 市 1 町において開催されました。(国交省)

- 毎年 7 月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船の一般公開、体験乗船、施設見学会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。(国交省)
- 毎年 7 月の「海岸愛護月間」において海岸愛護の普及と啓発を行っており、平成 17 年度以降は、あわせて大規模津波防災総合訓練等を実施しています。(国交省)
- 毎年 7 月 16 日から 31 日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって全国海難防止強調運動を行っています。(国交省)
- 国土交通省と海の仕事に関係する団体が「海の仕事.com<sup>16</sup>」を継続して運営しています。また、(独)航海訓練所と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。(国交省)
- 「海の駅」の設置を推進するとともに(平成 28 年 3 月現在、全国 154 箇所)「海の駅」と地域との連携を支援し、海洋教育の普及、マリンレジャーの振興及び地域の振興を図りました。また、舟艇利用の適正化を図るため安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施しました。(国交省)
- 平成 25 年 5 月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」の対策効果を検証するため、平成 26 年度に港湾・河川・漁港の三水域合同による「プレジャーボート全国実態調査」を実施し、平成 27 年 6 月にその結果を公表しました。(国交省)
- 海洋観光の取組を推進するにあたり、平成 25 年度から有識者で構成される「海洋観光の振興に関する検討会(座長:東洋大学矢ヶ崎准教授)」を開催し、海洋観光の定義、魅力、施策体系、課題と今後の方向性を「海洋観光の振興に向けての最終とりまとめ(平成 26 年 6 月)」としてとりまとめました。同とりまとめを踏まえ、広く一般の方に海洋観光の取組を周知するため、平成 28 年 2 月に東洋大学と国土交通省のコラボレーション企画として、ゼミ活動を通じた学生による政策提案発表を中心とした「海洋観光に関するワークショップ 2016」を開催しました。

海洋観光に関するワークショップ2016
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」が平成 27 年度に第 18 回をむかえ、22,660 点の作品の応募がありました。また、入賞者全員を海洋調査船の体験乗船に招待しました。(文科省)

<sup>16</sup> 「海の仕事.com」 <http://www.uminoshigoto.com/>

- 自然環境の保全、地域における観光の振興に寄与するエコツーリズムの推進に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を行いました。また、小笠原村が作成したエコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム全体構想について、平成 28 年 1 月に主務大臣より認定を行いました。(環境省)
- 国立研究開発法人水産総合研究センターによる「水産技術交流プラザ」、東京海洋大学による「水産海洋プラットフォーム」などの継続開催により、産学官の連携に努めました。また、独立行政法人等において、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への情報発信に努めました。(農水省)

